

平成31年4月から産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

次世代育成支援の観点から、国民年金に加入する女性が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まります。

免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます。）

産前産後期間の取扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象者

「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

届け出

期間 出産予定日の6カ月前から届け出できます。※ただし、届け出ができるのは平成31年4月からです。

届出先 市民課年金係

持参物 出産前：母子健康手帳など（出産予定日が確認できるもの）

出産後：出産日は市で確認できるため原則不要（ただし、被保険者とお子さんが別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要です。）

共 通：本人確認できるもの

※詳しくは市民課年金係、幡多年金事務所（☎0880-34-1616（自動音声案内））にお問い合わせください。
※4月から、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）から届出用紙をダウンロードできる予定です。また、記入の方法も併せて記載する予定です。

問 市民課年金係 ☎63-1112

年金を受けている方が所在不明になったときは

年金を受けている方の所在が1カ月以上明らかでないときは、その世帯の世帯員の方は所在不明についての届け出を速やかに行う必要があります。お届けいただいた後、受給権者ご本人の健在を確認し、所在が不明な場合は、年金の支払いが一時止まります。年金の支払いが止まっている方の所在が明らかになったときは、年金のお受け取りを再開するための手続きが必要になります。

届出先 〒787-0023 四万十市中村東町2-4-10 幡多年金事務所

問 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 / 幡多年金事務所 ☎0880-34-1616（自動音声案内）

日本年金機構幡多年金事務所による

年金相談

問 市民課年金係 ☎63-1112

日時 3月19日（火）
10時～12時、13時～15時

場所 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

受付時間 8時30分～

予約 相談には**予約が必要**です。
ご予約はお早めに。

必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 年金の手続きであれば送られてきた書類一式
- 認め印 ●本人確認ができるもの

代理人の場合

- 委任状
- 委任者の本人確認できるもの
- 代理人の本人確認できるもの

※詳細については、予約の際にお尋ねください。